

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部改正について

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次の
ように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年
条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表国民健康栄養調査員の項中「9,730円」を「10,870円」に、同表措
置診察指定医の項中「13,631円」を「13,877円」に、同表精神科病院実
地指導審査医の項中「24,319円」を「24,773円」に、同表自立支援医療
費（精神通院）及び精神障害者保健福祉手帳判定会委員の項中「12,631円」を
「12,877円」に改め、同表環境紛争調整委員会委員の項の次に次のように加え
る。

環境影響評価審査会委員	日額 10,000円
-------------	------------

別表投票所の投票管理者の項中「13,000円」を「14,500円」に、同表
期日前投票所の投票管理者の項中「12,000円」を「12,800円」に、同表
投票所の投票立会人の項中「12,000円」を「14,000円」に、同表期日前
投票所の投票立会人の項中「10,000円」を「12,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提出理由)

新たな特別職の職員の報酬額を定める等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。